

2018練習カレンダー (弁天こども園サッカー)

AQUA SPORTS CLUB

日 が練習日

休 は祝祭日でお休み

年間練習目標38回

4月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20		22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2019 1月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

3月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※ 夏休み中(8月分)の練習は、7/30(月)・31(火)・8/1(水)を予定しています。
この3日間の活動時間は、こども園クラス9:00～10:00で行います。

※帰省等で活動をお休みする場合は、休会は出来ませんので、ご了承の上夏休み計画等をお願い致します。

※ 裏面規約の第11・12条(休会・退会)は特にご確認お願い致します。

※ サマースクール(対象:年長～6年生)は夏休み8月後半に1泊2日で行います。
日程は決まり次第、お手紙にてお知らせいたします。

アクアスポーツクラブ会員規約

名称及び所在地

第1条 本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本クラブ」といいます)

運 営

第2条 本クラブの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はサークルサッカークラブが行います。

目 的

第3条 本クラブは、運動に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、運動の根っこを育むことを目的とします。

入会資格

第4条 ①本クラブに入会できる方は、各コースに定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます)
②暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障をきたす可能性がある方、その他本クラブが不適当と認めた方は入会資格がありません。
また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会して頂きます。

入会手続き

第5条 ①本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費、入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
②入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連携して負担し本規約14条に定める危険負担と本クラブの免責に同意するものとします。

入 会 金

第6条 メンバーは、本クラブが定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

メンバーの種類及び指導日程

第7条 本クラブのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。また、メンバーは別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとします。

指導内容

第8条 本クラブは、各コースに応じた指導要項及び細目を決定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法は担当指導員が決定します。

資格停止及び除名

第9条 本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることが出来ます。
一 本クラブの定める会費、諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合、除名以前の会費・諸費用はすべて納入して頂きます。)
二 本クラブの施設を故意に毀損させたとき。
三 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき
四 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
八 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
九 その他本クラブが、社会的通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

会費等の支払い

第10条 メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法は本クラブが定めるも

ものとします。(月会費は、メンバーが本クラブメンバー資格を有する限り、現実に本クラブを利用しない場合も支払義務が発生します)

休 会

第11条 本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバーの一時休会をすることが出来ます。

- 一 傷病その他やむを得ない事由のとき。
- 二 休会をする前月までに所定の届け出用紙を本クラブに提出し本クラブがそれを認めたとき。(月会費の50%を申し受けます。)

※帰省や旅行等での休会は認められません。

退 会

第12条 メンバーは、各月の10日までに本クラブに所定の届け出用紙を提出することにより、その月の月末限りで退会することが出来ます。

10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月扱いとなります。なお、本クラブが退会届け出用紙を受理しない限り会費支払い義務は発生するものとします。

スクール廃止、利用制限等

第13条 本クラブは、次の事由により本クラブのスクールを廃止または閉鎖または臨時休業することが出来る。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または、補修工事実施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が発生する事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業が必要であると認められるとき。

メンバーの利用及び事故

第14条 ①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブの契約施設を利用するものとします。

②本クラブは、メンバーが本クラブ契約施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由が無い限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

③メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

変更事項

第15条 メンバーは、住所または、連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに担当指導員もしくはクラブ事務局に連絡するものとします。

諸費用の改定

第16条 本クラブは、本規則に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することが出来ます。この場合、本クラブは、改定日の1ヶ月前までにその内容をメールまたは書面にて告知するものとします。

細 則

第17条 本規則に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

改 定

第18条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改訂及び変更時に在籍するすべてのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行う時は改定の1か月前までにその内容をメールまたは書面にてメンバーに告知するものとします。

附 則

第19条 本規約は2017年4月1日より施行します。

名称及び所在地

名 称 ： アクアスポーツクラブ

住 所 ： 千葉県千葉市花見川区作新台5-23-30NM/ハウス1F

